

小美玉市生殖補助医療費等助成制度

小美玉市では、生殖補助医療等（生殖補助医療・男性不妊治療・一般不妊治療）を受けた方を対象に、治療にかかる費用のうち自己負担額の一部を助成します。

《詳細な内容や申請手続きについては、小美玉市 こども家庭センター までお問い合わせください。》

◆対象となる治療と助成額

- ・令和7年4月1日以降申請対象（令和6年10月1日以降に開始した以下の治療）

治療の種類	治療の内容	助成限度額
① 生殖補助医療	・体外受精、顕微授精など。 ・公益社団法人 日本産科婦人科学会の「体外受精・胚移植に関する登録施設」及び「顕微授精に関する登録施設」に登録されている医療機関で受けた治療。	1回の治療につき 上限20万円まで
② 男性不妊治療	・精巣または精巣上体から精子を採取するための手術。 ※生殖補助医療の治療に至る過程で行われた治療に限る。 ①の対象医療機関または対象医療機関が紹介した医療機関で受けた治療。	1回の治療につき 上限5万円まで
③ 一般不妊治療	・不妊検査、人工授精など。 ・産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科を標榜する医療機関で受けた治療。	1年度につき 上限5万円まで

※「1回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始から、「妊娠の確認」まで（また医師の判断によりやむを得ず治療を終了したときまで）の一連の過程を指します。また、以前に行った体外受精や顕微授精などにより作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなします。

【対象とならない治療】

- ・卵胞が発達しないなどにより、卵子採取以前に治療を中止した場合。
- ・以前に作られた受精胚による凍結胚移植の準備中に、体調不良等により移植のめどが立たず治療を終了した場合。
- ・第三者の精子・卵子を用いた治療や、第三者が代わりに妊娠・出産する治療。
- ・他の自治体の助成を受けた治療。

◆助成対象者 次のすべての要件を満たしている方が対象です。

1. 法律上の婚姻をしている夫婦。または、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦。
2. 夫婦の双方または一方が、申請日時点において市内に引き続き1年以上住所を有していること。
3. 不妊治療以外に妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師が判断していること。
4. 治療（検査）開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
5. 市税の滞納がないこと。
6. 他の自治体から、補助金の交付を受けようとする不妊治療にかかる補助を受けていないこと。

◆助成回数

1. 生殖補助医療・男性不妊治療
 - ・初めて補助金の交付を受けた治療を開始した妻の年齢が 40歳未満の方・・・6回まで
40歳～43歳未満の方・・・3回まで
 - ・助成を受けた後、出産した場合と12週以降に死産に至った場合は、回数をリセットすることができます。
 - ・茨城県不妊治療費助成事業や小美玉市特定不妊治療費補助事業による助成は回数に含まれません。
2. 一般不妊治療
 - ・1年度につき上限額5万円に達するまで。（複数回申請可）

◆申請期限

- ・1回の治療終了ごとに、その治療が終了した日から起算して、**60日以内 又は 治療終了日の属する年度の末日のいずれか早い日**。

（やむを得ない理由により、申請期限内に申請ができない場合は、小美玉市 こども家庭センターまでご相談ください。）

◆申請に必要な書類等

全 員 必 要	1	☐ 小美玉市生殖補助医療費等補助金交付申請（様式第1号）	・ご夫婦で記入
	2	☐ 【生殖補助医療、男性不妊治療の申請の場合】 小美玉市生殖補助医療費等補助事業受診等証明書 （様式第2号の1又は様式第2号の2） ☐ 【一般不妊治療の申請の場合】 小美玉市不妊検査及び一般不妊治療費補助金受診等証明書 （様式第3号）	医療機関に作成を依頼してください。 ・治療内容により様式が違います。 ・他院に依頼して実施した治療、投薬等の治療費についても他院分の領収書を持参し、合計額を記載してもらってください。
	3	☐ 治療費の領収書・明細書（原本またはコピー）	・原本は確認後お返しします。 ・受精胚等の管理料（保管料）、文書料、食事代等治療に直接関係ないものは補助対象外です。 ・医療機関が他院に依頼して行った治療、投薬があった場合は、その領収書や明細も添付してください。
	4	☐ 請求書（様式第6号）	・口座情報が確認できるものをご持参ください。（通帳、カードなど）
必 要 な 場 合 あ り	5	☐ 両人の事実婚関係に等に関する申立書（様式第4号）	
	6	☐ 戸籍謄本（発行から3ヶ月以内）や死産届（写し）など	・出産、12週以降の死産に至ったため、回数をリセットする方。
	7	☐ 健康保険証又は加入医療保険が分かる書類	・全額自費で治療した方。
	8	☐ 限度額適用認定書 ☐ 高額療養費支給決定通知 医療費付加給付等支給証明書 など	・医療保険者から高額療養費や付加給付金等が支給された場合、金額が確認できる書類が必要です。 ・治療期間内であり、申請時にお手元にあるもの。 ・入手に時間がかかり、申請期限に間に合わない場合は、期限内に こども家庭センターまでご連絡ください。

※要件の確認ができない場合は、上記以外の書類が必要となる場合があります。

◇生殖補助医療の対象医療機関（茨城県内）

茨城県内で、公益社団法人 日本産科婦人科学会の「体外受精・胚移植に関する登録施設」および「顕微授精に関する登録施設」に登録されている医療機関です。（令和7年4月1日現在）

県外の対象医療機関については、公益社団法人 日本産科婦人科学会ホームページより「施設検索」をご覧ください。各医療機関に直接お問い合わせください。

医療機関名	TEL	医療機関名	TEL
石渡産婦人科病院（水戸市）	029-221-2553	筑波大学付属病院（つくば市）	029-853-7668
おおぬきARTクリニック水戸（水戸市）	029-231-1124	つくばARTクリニック（つくば市）	029-863-6111
福地レディースクリニック（日立市）	0294-27-7521	つくば本場公園クリニック（つくば市）	029-886-4123
いがらしクリニック（電ヶ崎市）	0297-62-0936	遠藤産婦人科医院（筑西市）	0296-20-1000
根本産婦人科医院（笠間市）	0296-77-0431	小嶋医院（小美玉市）	0299-58-3185
筑波学園病院（つくば市）	029-836-1355		

◇不妊に関する相談窓口（茨城県不妊専門相談センター）

不妊や不育症で悩んでいる方のための専門の相談センターです。不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医・カウンセラー・助産師が、無料で相談をお受けしています。県内2か所（県央地区・県南地区）で個別面接相談、県央地区でグループミーティング（おしゃべり会）を実施しています。平日夜間や休日に完全予約制で開設していますので、詳細についてはお問い合わせください。

『茨城県産婦人科医会』▼相談予約受付・お問い合わせ先 電話029-241-1130（月～金曜日 午前9時～午後3時）

小美玉市ホームページ

お問い合わせ先・申請窓口 小美玉市こども家庭センター

〒311-3492 小美玉市小川2-1 TEL：0299-56-7720

（小川保健相談センター内） 月～金 08:30～17:15

